

要介護認定を 受けるか迷ったら...

Q&A

Q :

要介護認定の申請はいつすればいい？



A :

「介護保険サービスが必要となった時」が申請のタイミングです！
具体的には、病気やケガ・物忘れなどで、家事や、身支度などに支障が
始めたときや、食事や入浴、排せつに介護が必要となったときです。

介護認定は、その制度の性質上、「いざという時不安だから一応受けてお
く」といったものではありません。介護保険サービスの利用の予定がない
のに認定を受けても、いざ本当に介護保険サービスが必要になったとき
には、ご本人様の状態が変わっている可能性もあり、すでにお持ちの要介護
度では、利用できる介護保険サービスが足りない可能性もあります。

Q :

入院中に介護認定の申請を勧められました。
入院中でも申請はできますか？

A :

入院中の方でも医療機関で調査を受けることは可能です。ただし、申請
後に行う要介護認定調査は、原則として、心身が安定した日常の状
態で行うため注意が必要です。このため、入院中の申請は、

- ☑治療・手術が終了、またはリハビリ終了の見込みが立ち、概ね
退院予定が決まっている。
- ☑退院予定日は申請日から1か月半以内である。
- ☑退院後に介護保険サービスが必要であると考えている。

以上の3つの条件に当てはまるタイミングで申請を行うことが理想的です。

※入院先での調査は普段の状況と異なる環境での調査となることから、
認定結果が不安定になる可能性がありますので、ご注意ください。

Q:

認定されるまでに時間がかかるのであれば、いざ介護保険サービスが必要な時に間に合わないのではないですか？

A:

介護保険サービスの利用をお急ぎの方は、申請日（窓口に申請書を提出した日）から暫定的にサービスを利用することが可能です。（ただし、暫定プランを利用された場合、最終的な要介護度によっては自己負担額が生じることがあります。詳しくはお近くの高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）にご相談ください。）

【ご相談窓口】

○流山市役所 介護支援課 介護認定係

場所：平和台1丁目1番地の1

TEL：04-7150-6531（課直通）

（開庁時間：平日8：30～17：15）



要介護認定の
流れはこちら
（市HP）



○高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）の担当地域

圏域	相談室の名称等	学校区
北部	北部高齢者なんでも相談室 場所：江戸川台東2丁目19番地 旧江戸川台出張所 TEL：04-7155-5366	東深井小学校区 江戸川台小学校区
	北部西高齢者なんでも相談室 場所：大字中野久木421番地 特別養護老人ホーム花のいろ内 TEL：04-7197-1378	西深井小学校区 新川小学校区
中部	中部高齢者なんでも相談室 場所：下花輪409番地の6 東葛病院附属診療所内 TEL：04-7150-2953	常盤松中学校区 西初石中学校区 おおぐろの森中学校区 ※おおたかの森中学校区の一部
東部	東部高齢者なんでも相談室 場所：野々下2丁目488番地の5 特別養護老人ホームあざみ苑内 TEL：04-7148-5665	東部中学校区 八木中学校区 ※おおたかの森中学校区の一部
南部	南部高齢者なんでも相談室 場所：平和台2丁目1番地の2 流山市ケアセンター2階 TEL：04-7159-9981	南部中学校区 南流山中学校区 ※おおたかの森中学校区の一部

○各高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）の業務時間

月～金：8：30～17：00 土：8：30～12：00